



広陵町指令 第 3 号

住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉 1 7 3 3 番地

氏 名 株式会社 NANBU

代表取締役 岩 本 和 代 様

一般廃棄物処理業に関する許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証する。

記

1 許可の有効期間 平成30年4月 1日から
平成32年3月31日まで

2 事業の範囲

(1) 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く）

(2) 処理区分 収集及び運搬

3 区 域 広陵町内

4 許可の条件

(1) クリーンセンター広陵への月間搬入限度量 30.0トン
(年間搬入限度量 360.0トン)

(2) 許可車両 奈良830せ 36 奈良830つ 37

(3) その他 裏面記載のとおり

平成30年4月1日

複写厳禁

広陵町長 山 村 吉 由



複製禁止

その他の許可の条件

- 1 クリーンセンター広陵への搬入量については、月間又は年間搬入限度量を超えないこと。
- 2 車検や修理などにより許可車両以外の車両によって搬入せざるを得ない場合は、事前にクリーンセンター広陵の承諾を得ること。
- 3 自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。
- 4 一般廃棄物の収集又は運搬の際には、当該廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
- 5 一般廃棄物の収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 6 広陵町外において収集した一般廃棄物を広陵町の処理施設に搬入しないこと。
- 7 広陵町内において収集した一般廃棄物を広陵町外の処理施設へ搬出しないこと。
- 8 産業廃棄物及び処理困難物は、搬入しないこと。
- 9 許可申請書及びその添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
- 10 運搬車の両側面及びコンテナには、業者名を表示すること。
- 11 運搬車には町の一般廃棄物収集運搬業の許可の表示を貼付けすること。
- 12 作業に従事する者には従業員証を常に携帯させること。
- 13 帳簿を備え、毎月末までに、前月中における業務に関する必要事項の記載を終了し、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後、これを5年間保存すること。また、業務に関する契約書台帳を整備すること。
- 14 許可申請書及びその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき変更承認申請書又は変更届を提出すること。
- 15 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令並びに広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同条例施行規則等を遵守すること。
- 16 手数料に滞納が生じた場合は、許可の有効期間にかかわらず、許可を取消す場合がある。
- 17 許可の条件に違反した者は、許可の有効期間にかかわらず、許可を取消し又は期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命じることがある。

複写厳禁